

## 尾張東部構想区域地域医療構想推進委員会開催要領の一部を改正する要領

尾張東部構想区域地域医療構想推進委員会開催要領の一部を次のように改正する。

第1中「協議」を「協議等」に改める。

第4に次の二項を加える。

- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。
- 5 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### 附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。